

工 事 請 負 契 約 書 (案)

工 事 名 総研大（葉山）共通棟宿泊室等給湯器設備改修工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

発注者 国立大学法人総合研究大学院大学 学長 永田 敬 と受注者 【法人等名、代表者等氏名】
との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、
信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成する。

第2条 工事は、神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門1560-35（総合研究大学院大学葉山キャンパス
構内）において施工する。

第3条 着工時期は、令和8年〇月〇日【契約締結日の翌日】とする。

第4条 完成期限は、令和9年3月16日とする。

第5条 工事を施工しない日は、原則として、土曜日、日曜日及び祝日とする。ただし、発注者と協議の
上別に定める場合は、この限りでない。

第6条 工事を施工しない時間帯は、原則として、平日の午後5時30分から午前8時30分までとする。
ただし、発注者と協議の上別に定める場合は、この限りでない。

第7条 契約保証金は、金【請負代金額の100分の10以上】円を納付する。ただし、有価証券等の提供
又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、
公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を
免除する。

第8条 受注者は、すみやかに工事の目的物及び工事材料について建設工事保険等契約を締結するものとする。

第9条 請負代金は、1回にて支払うものとする。工事完成後に適法な請求書を受理した日の翌月20日に国立
大学法人総合研究大学院大学財務課（以下「財務課」という。）より支払うものとする。

第10条 受注者は工事完成後、完成通知書を財務課に提出するものとする。

第11条 受注者は請負代金を請求するときは、請求書を財務課に提出するものとする。

第12条 この契約についての一般的約定事項は別記の工事請負契約基準（以下、「本基準」という。）を
適用する。

第13条 この契約に関する訴えの管轄は、総合研究大学院大学の所在地を管轄区域とする横浜地方裁
判所とする。

第14条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが
協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

発注者 神奈川県三浦郡葉山町上山口字間門1560-35
国立大学法人総合研究大学院大学
学 長 永田 敬

受注者 【住所】
【法人等名】
【代表者等氏名】